



### 検察庁ってどんなところ? Vol. 2 ～検察官の仕事～

刑事裁判の流れ（起訴後の手続）

#### 起訴(公判請求)

冒頭手続

- ・人定質問(氏名, 生年月日など)
- ・起訴状朗読
- ・黙秘権の告知
- ・被告人の起訴事実に対する認否

証拠調手続

- ・検察官・弁護人による冒頭陳述
- ・証拠調べ請求
- ・証拠調べの実施(証人尋問, 証拠品の取調べなど)
- ・被告人質問

弁論手続

- ・検察官による論告・求刑
- ・弁護人による弁論
- ・被告人の最終陳述
- ・結審

判決宣告

**有罪**

懲役○年○月  
禁錮△年△月  
罰金××万円など

⇕

**無罪, 公訴棄却の判決など**

今回は、被疑者を裁判にかけた（起訴）後のことについて説明します。検察官は、起訴状などの書類を裁判所に提出して起訴します。被疑者は、起訴されると「被告人（裁判にかけられた人）」と呼ばれます。

裁判は、裁判所の公開された法廷に検察官、被告人、弁護人が出廷して行われ、左の図のとおり、冒頭手続、証拠調手続、検察官や弁護人が意見を述べる弁論手続を経て、裁判官が被告人に判決を言い渡します。

裁判官（裁判員裁判では裁判員も）は、提出された証拠によって有罪か無罪か判断します。主に証拠を提出するのは、検察官ですが、被告人や弁護人も被告人に有利な証拠を提出することができます。

証拠には、被害届、証人の話や警察の捜査結果などが記載された証拠書類、凶器や現場の写真などの証拠物などがあります。

被告人が裁判で言い渡された刑罰は、検察官の命令で執行（被告人を刑務所に入れたり、罰金を納めさせること）します。

※ 罰金刑については、被疑者の同意があれば、公開の法廷で裁判を行わず、証拠書類のみで裁判所が罰金の命令（「略式命令」といいます。）を出す手続もあります。



### 検察庁 Q & A

#### Q1. 検察官とは？

A1. 第1号でも書いたとおり、検察官には、刑事事件について捜査をし、起訴・不起訴の処分をしたり、裁判で確定した刑の執行を指揮監督したりする権限があります。

その他にも、**公益の代表者**として民法やその他の法律上でたくさんの権限が与えられています。

例えば・・・不在者の財産の管理に関する処分請求権（民法第25条）

従来の住所又は居所を去った者がその財産の管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。

ちょっと難しいですが、検察官は、公益の代表者として、家庭裁判所に処分の請求をする権限があるということです！



#### Q2. 検察庁ってどんな組織？

A2. 検察庁では、検察官と検察官の仕事を補佐する検察事務官などが勤務しています。

検察庁の種類は、**最高検察庁**(東京に1か所だけ)、**高等検察庁**(東京, 大阪, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松の8か所と高検支部6か所)、**地方検察庁**(各都道府県庁所在地と北海道の函館, 旭川, 釧路を加えた50か所と地検支部203か所)、**区検察庁**(全国に438か所)の4つがあり、検察庁は裁判所に対応して置かれています。



# 教えて!!ヒーゴくん!! 僕が、わかりやすくおしえるよ★



次の3つの事件は、刑事事件と民事事件のどちらでしょうか??

- ①ある人物を殺そうと思い、実際にその人を殺した
- ②遺族間の財産をめぐる相続争い
- ③交通事故の被害者から加害者への賠償金の請求



## 刑事裁判の特徴

上の①は、刑事事件です。

①の殺人や他人の物を盗んだり（窃盗）する**犯罪行為**について、有罪か無罪かを決定し、有罪であればどのくらいの刑罰にするのかを決定する裁判が、刑事裁判です。

## 民事裁判の特徴

上の②と③は民事事件です。

②や③のような、**人と人との間のトラブルを解決するために起こす裁判**が、民事裁判です。  
訴えた人が原告、訴えられた人が被告となって、自分の意見を主張します。



## 検察庁職員からのメッセージ ～次世代を担う少年たちへ～



私は、北海道の旭川地方検察庁に検察事務官として採用され、検察官の行う捜査などをサポートする仕事や自分で交通事故、交通違反などの捜査を経験しました。そのうちに、検察官は責任は重いが、非常にやりがいのある仕事として魅力的であり、自分も検察官の仕事をやってみ

たいという気持ちが強くなり、上司や先輩検察官に相談したところ、ぜひ検察官を目指すよう励まされたことから、試験勉強に取り組み、平成23年に検察官副検事試験に合格し、現在は熊本区検察庁で検察官副検事として働いています。

検察官の仕事は、犯人の取調べなどの捜査を尽くし、その犯人に対して処罰が必要だと判断すればその犯人を裁判にかけ、裁判で適切な判決をもらうというのですが、私は、その検察官の仕事の中でも、犯人の取調べに一番のやりがいを感じています。

人の物を盗んだ、人を叩いた、お酒を飲んで車を運転したなど、残念なことですが、事件はたくさんあります。しかし、そのようなたくさんある事件でも、一つとして同じ事件はありません。

それは、犯人が犯罪を犯す理由がそれぞれ違うからです。

犯人の取調べをする際には、犯人に犯罪を犯した理由について聞きます。

しかし、犯人の中には、少しでも自分の罪を軽くしようと思ってなのか、犯罪を犯した理由を素直に話してくれない人もいます。

そのような犯人から犯罪を犯した理由を聞き出すため、時には犯人と同じ目線に立って考えて話をしたり、時には厳しく追及したりと、頭をフル回転させて色々考えながら取調べをしています。

事件のことを話したがる犯人から、犯罪を犯した理由を聞き出すということは大変な作業ですが、大変であると同時にとてもやりがいのある仕事です。

皆さんも、将来進路を決めるときがくるとと思いますが、私が紹介した検察官という職業もやりがいのある仕事のひとつとして進路の参考にさせていただけると幸いです。

## 模擬裁判をやってみませんか?

本年8月2日、検察庁で小・中・高校の先生を対象とした研修会を実施しました。東京書籍が出版している中学生用の公民の教科書に『**模擬裁判をやってみよう**』という項目があり、法務省等で作成した補助教材を使用して、先生方に裁判長、裁判官、検察官、弁護士、裁判員の役をいただき、実際に模擬裁判を行いました。

模擬裁判を体験された先生方からは、ぜひ生徒にも体験させてみたいという声をたくさんいただきました。補助教材は、短縮版(約1時間)と通常版(約2時間)の2種類がありますので、授業時間に合わせて、社会科の授業や総合的な学習時間に活用していただくこともできます。

自分たちの学校でも模擬裁判を体験してみたいという方には、補助教材などの資料の提供をすることができますし、依頼があれば、検察庁の職員が学校にお伺いして模擬裁判のサポートすることもできますので、先生方と相談するなどして、お気軽にお問い合わせください。

そのほか、裁判員制度や検察官の仕事などについて、もっと知りたいという方もご連絡をお待ちしています。



※写真は、全て法務省の職員です。

### ◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12番11号  
熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)  
電話 096-323-9035 FAX096-323-9097



ホームページアドレス

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくはこちらから→

熊本地方検察庁

検索